

統計調査への行政記録情報等の活用をめぐる厚生労働省の状況

1 行政記録情報等の活用の目的について

行政記録情報等の活用は、報告者の記入等の負担軽減や、統計作成の簡素・効率化及び統計精度の維持・向上を図る上で有効である。

近年、統計調査に対する国民や企業の協力が得にくくなっていることや、統計調査員が高齢化しつつあるなど、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、行政記録情報等の活用を推進していくことが必要と考えられる。

2 行政記録情報等の活用状況について

行政記録情報等の活用が既に図られている一般統計調査

・平成 24 年度 12 調査（別添参照）

これらの調査では、行政記録情報等を活用することによる効果として、報告者の負担軽減に資すること、調査に係る委託費の軽減、全数把握が可能となったこと等を挙げている。また、母集団情報の整備に行政記録情報等を活用している調査においては、より正確な報告者の抽出が可能となったとしている。

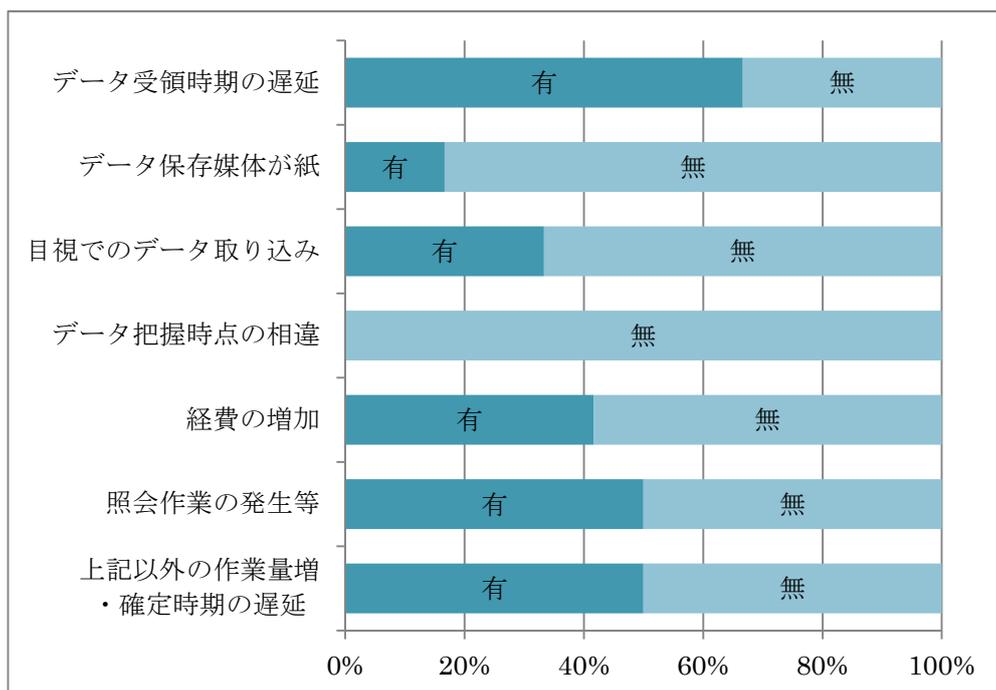
3 既に行政記録情報等を活用している一般統計調査の課題等について

既に行政記録情報等を活用している一般統計調査（12 調査）の調査実施者に対し、活用における課題があるかアンケートを実施し集計したところ、以下のような結果が得られている。

図を見ると、行政記録情報等の活用が可能となる前提や条件として、データ保存媒体が紙でなく電子媒体であることや、行政記録情報等と統計調査のデータ把握時点に相違がないことなどが挙げられる。

また、行政記録情報等を受領する時期に遅延が発生していることや、内容精査のための照会確認の作業が発生していることなど、活用するために手間や費用がかかる場合もあると考えられる。

図 既に行政記録情報等を活用している一般統計調査の活用における課題



具体的に活用における課題として挙げられた点は、下記のとおりである。

(1) データ受領時期の遅延

行政記録情報等が、統計調査に活用できる期日までに受領できないケースや、一部のデータが得られないケースがあり、督促作業が発生する。

(2) データ保存媒体が紙

提供されるデータが行政記録情報等の保有者により異なり、紙の場合と電子の場合があり、それらが混在しているケースもある。

また、行政記録情報等の保有者が紙でデータを保存している場合には、提供に当たってデータを電子化する等の作業が保有者側で発生しているケースがある。

(3) 目視でのデータ取り込み

統計調査データへの行政記録情報等の取り込みにおいて、行政記録情報等が電子媒体で提出された場合においても、双方を機械的に全て照合させることができず、一部不一致のものを目視により照合し、取り込む作業が発生しているケースがある。

また、行政記録情報等が紙で提出された場合には、目視により確認、照合し、データを電子化する必要がある。

(4) 経費の増加

行政記録情報等の保有者への事務委託費や調査票作成費（従来の統計調査の調査票から行政記録情報等に係る項目を抜粋し別途調査票を作成）、システム改修費（行政記録情報等を集計活用するための改修）、目視でのデータ取り込み作業の外注費用等が増加している。

(5) 照会作業の発生

受領した行政記録情報等について、ほぼ全ての保有者への照会を要するケースや、内容精査のために同一の保有者に対して数回のやり取りを要するケースがある。

(6) データ確定時期の遅延

データ受領時期の遅延や作業量の増加により、統計調査のデータ確定時期の遅延につながっているケースがある。

4 行政記録情報等の活用に当たって考えられるその他の課題等について

上記以外の一般統計調査においても行政記録情報等が活用できないか検討したところ、課題や問題点として以下のような点が挙げられている。

(1) データ把握時点の相違

行政記録情報等と統計調査でデータ把握時点が異なる場合、前者で後者を代替することは基本的には困難と考えられる（時点による変化が無いと考えられる項目の場合には検討の余地あり）。

また、過去から時系列で推移を把握する点において、比較可能性に関わるため、どちらか一方の時点を変更することは容易ではない。

(2) 把握対象の不一致

行政記録情報等と統計調査で把握対象が異なる場合、前者で後者を代替することは基本的には困難と考えられる。ただし、一方が他方を包含する場合においては、代替の可能性を検討する余地はあるが、マッチング作業等に多大な時間を要することが懸念される。

また、行政記録情報等より統計調査の把握対象が広い場合には、重複しない部分のみ統計調査において追加で回答を求めることとなり、調査票の様式や集計作業が複雑になることが懸念される。

(3) 把握単位の相違

行政記録情報等と統計調査で把握単位が異なる場合（例えば一方は法人単位で他方は施設単位の場合や、企業単位と事業所単位の場合等）、前者で後者を代替することは困難と考えられる。

行政記録情報等の合算値が統計調査の回答となる場合や、行政記録情報等の内訳が統計調査の回答となる場合でも、前者の場合は合算するための、後者の場合（行政記録情報等に内訳が記録されている場合のみ）はデータを振り分けるための、マッチング作業が膨大かつ複雑となり、行政記録情報等の活用は困難であると考えられる。

(4) 作業量の増加

行政記録情報等を保有する各行政機関により様式や保存媒体（紙・電子）がまちまちである場合、行政記録情報等の保有者側で、行政記録情報等と統計調査の調査票を照合し、照合後に行政記録情報等のデータを調査用のデータに変換（書き写しやデータ入力）する作業が発生するため、作業量の増大につながる懸念がある。